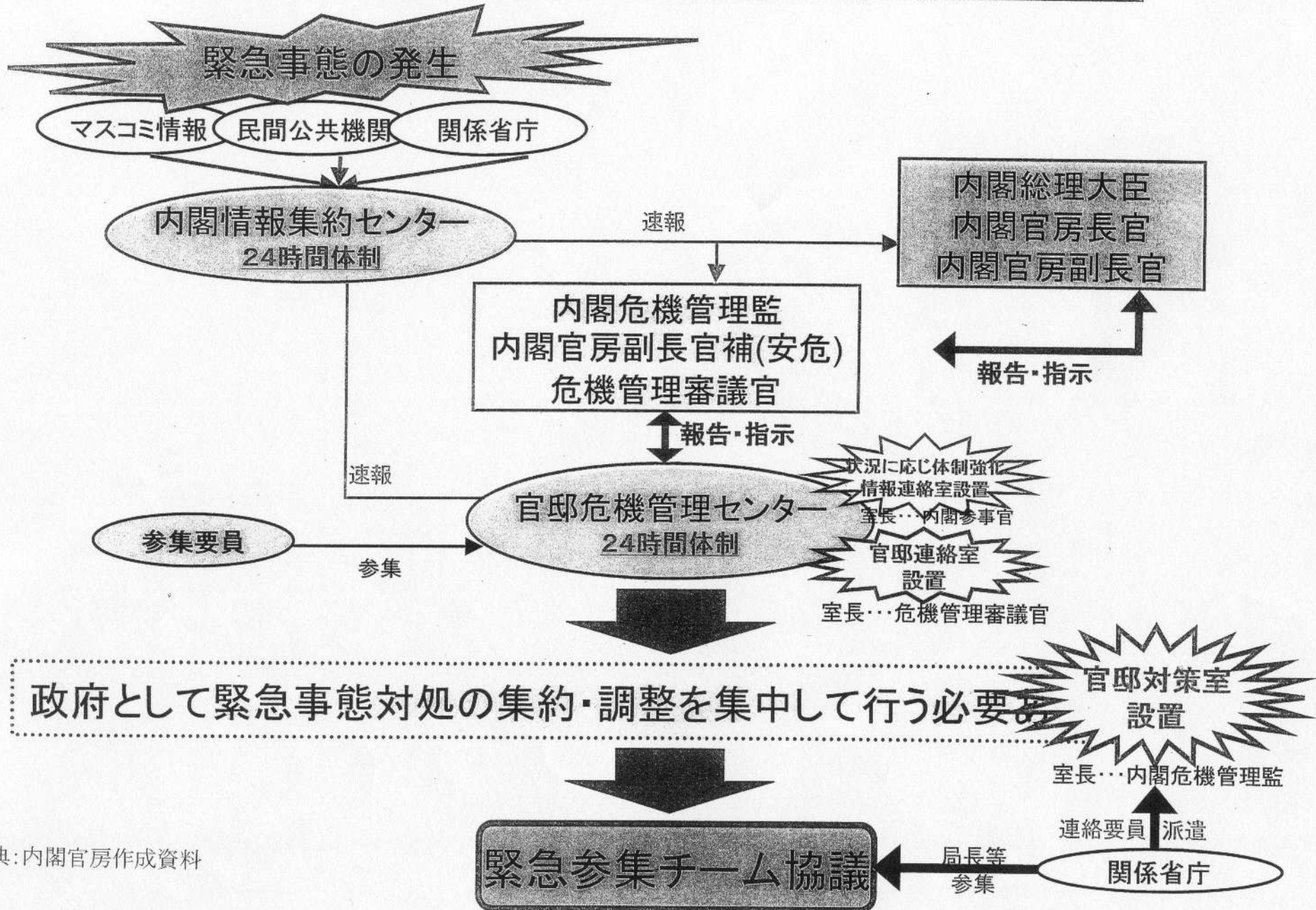
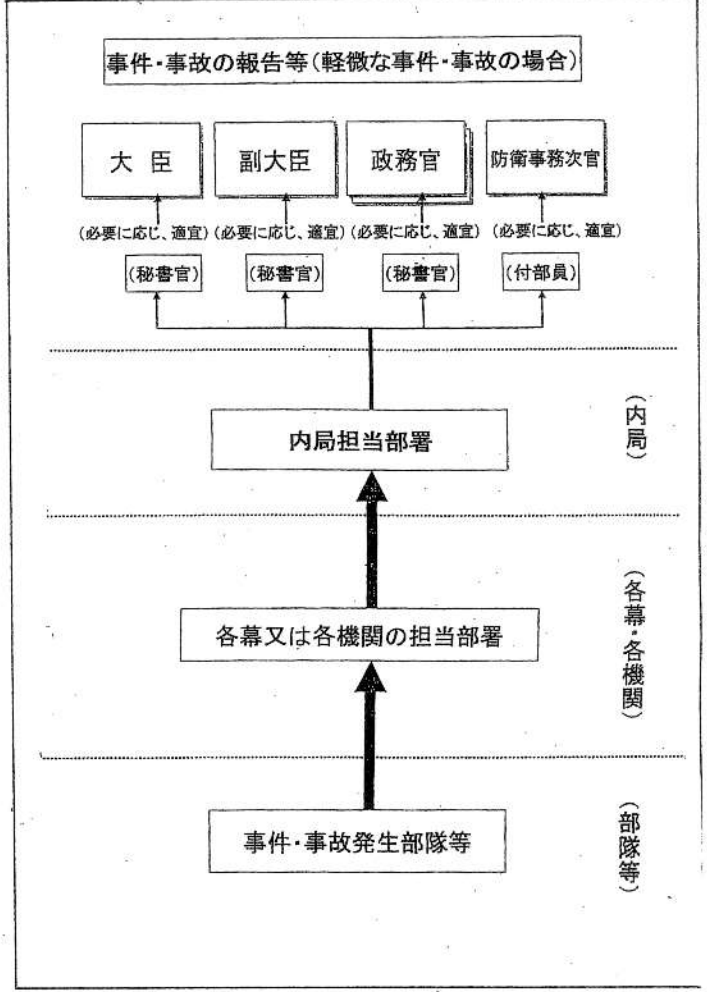
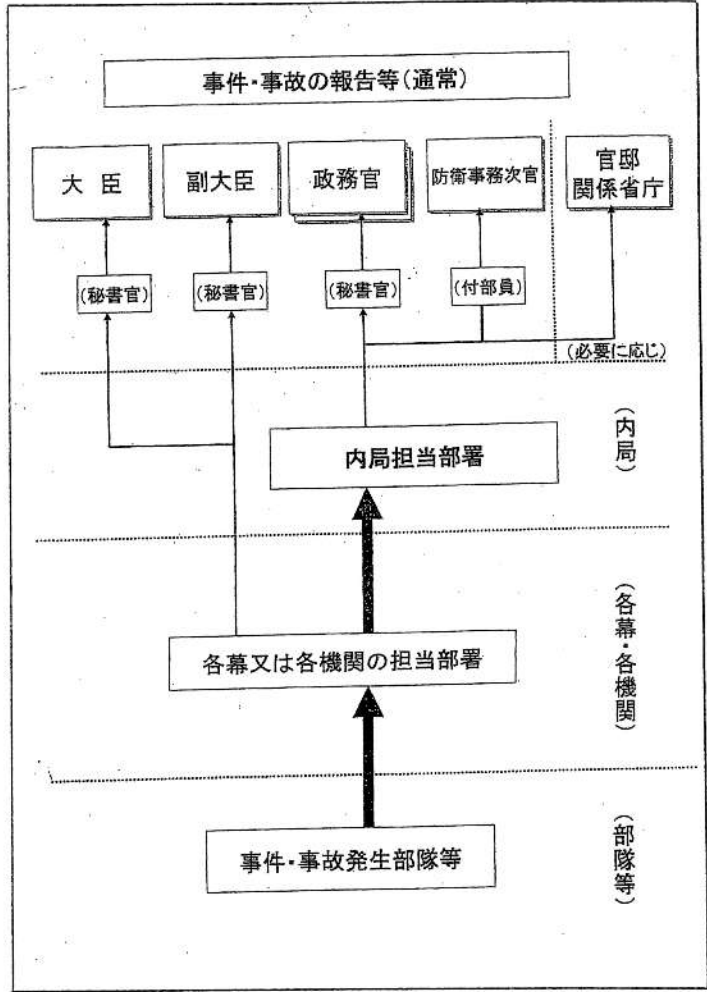
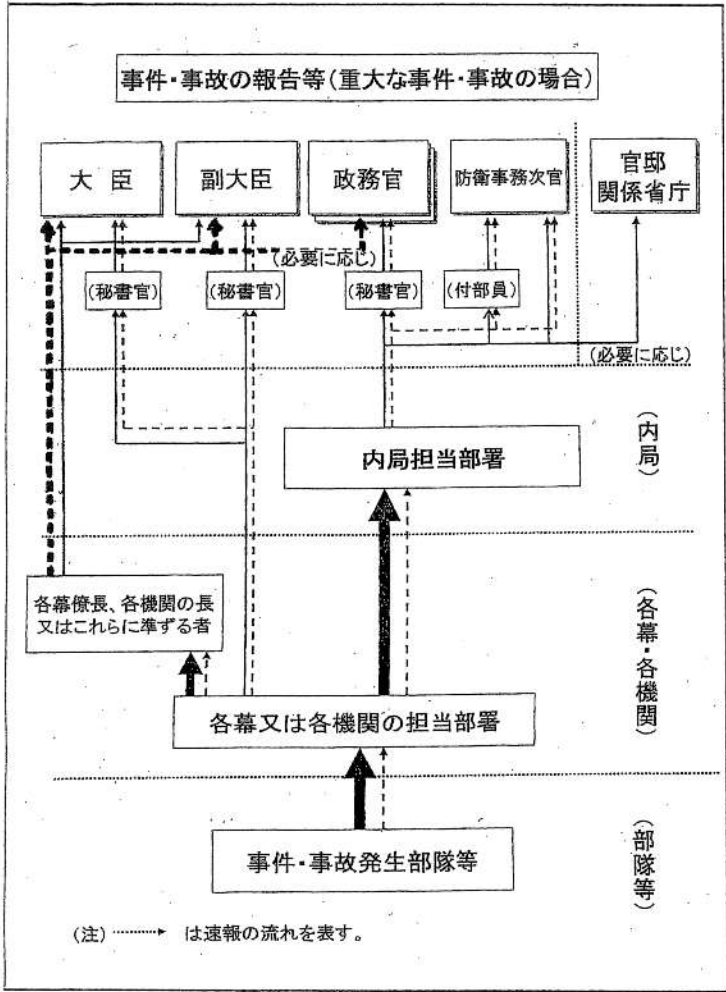


初動対処の流れ



出典:内閣官房作成資料

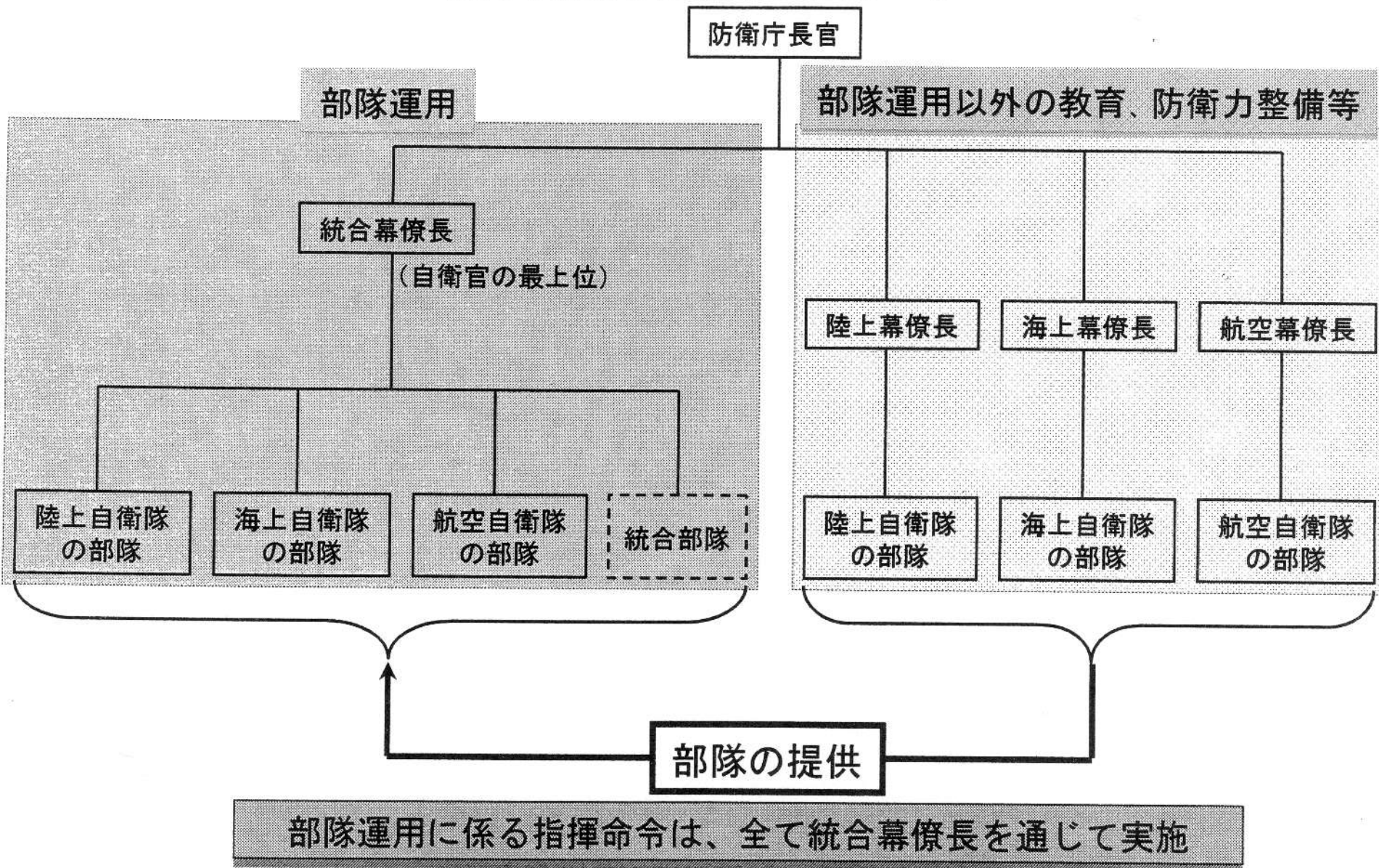


出典:防衛省

海上自衛隊護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」衝突事案
内閣官房・官邸クロノロジー

- 0407 千葉県房総半島野島崎沖で事故発生
- 0535頃 防衛省より官房長官秘書官に連絡
- 0540 防衛省より内閣参事官(官邸)に連絡
- 0548 防衛省より内閣官房(安危)参事官に連絡
- 0550頃 海上保安庁より内閣官房(安危)に連絡
官房長官秘書官及び内閣官房(安危)参事官より内閣
危機管理監に連絡
- ※ 0550以降、官邸危機管理センターにおいて、防衛省や海上保安庁に対する事実確認等を実施するとともに、官邸や内閣官房関係者への連絡・報告、所要の呼集等を実施
- 0555 「野島崎南方における自衛艦と漁船の衝突事案に関する情報連絡室」設置
- 0600頃 防衛省及び内閣危機管理監より総理大臣秘書官に連絡
- 0605 総理指示「漁船員の捜索に全力を尽くせ」
内閣情報集約センターが海上保安庁からの第1報(FAX)を受理
- 0627 内閣情報集約センターが防衛省からの第1報(FAX)を受理

新たな部隊の運用体制のイメージ



日米地位協定

第十七条

1 この条の規定に従うことを条件として、

(a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて、裁判権を有する。

2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によつて罰することができる罪で日本国の法令によつては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によつて罰することができる罪で合衆国の法令によつては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

(c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。

(i) 当該国に対する反逆

(ii) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反

▶ 第十七条 1(a)及び2(a)に関する合意議事録

▶ 第十七条 2(c)に関する合意議事録

3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

(a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) もつぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限り

すみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

- ▶ 第十七条 3(a) (ii)に関する合意議事録
- ▶ 第十七条 3(c)に関する合意議事録

4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。

- ▶ 第十七条 4に関する合意議事録

5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

(c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。

- ▶ 第十七条 5に関する合意議事録

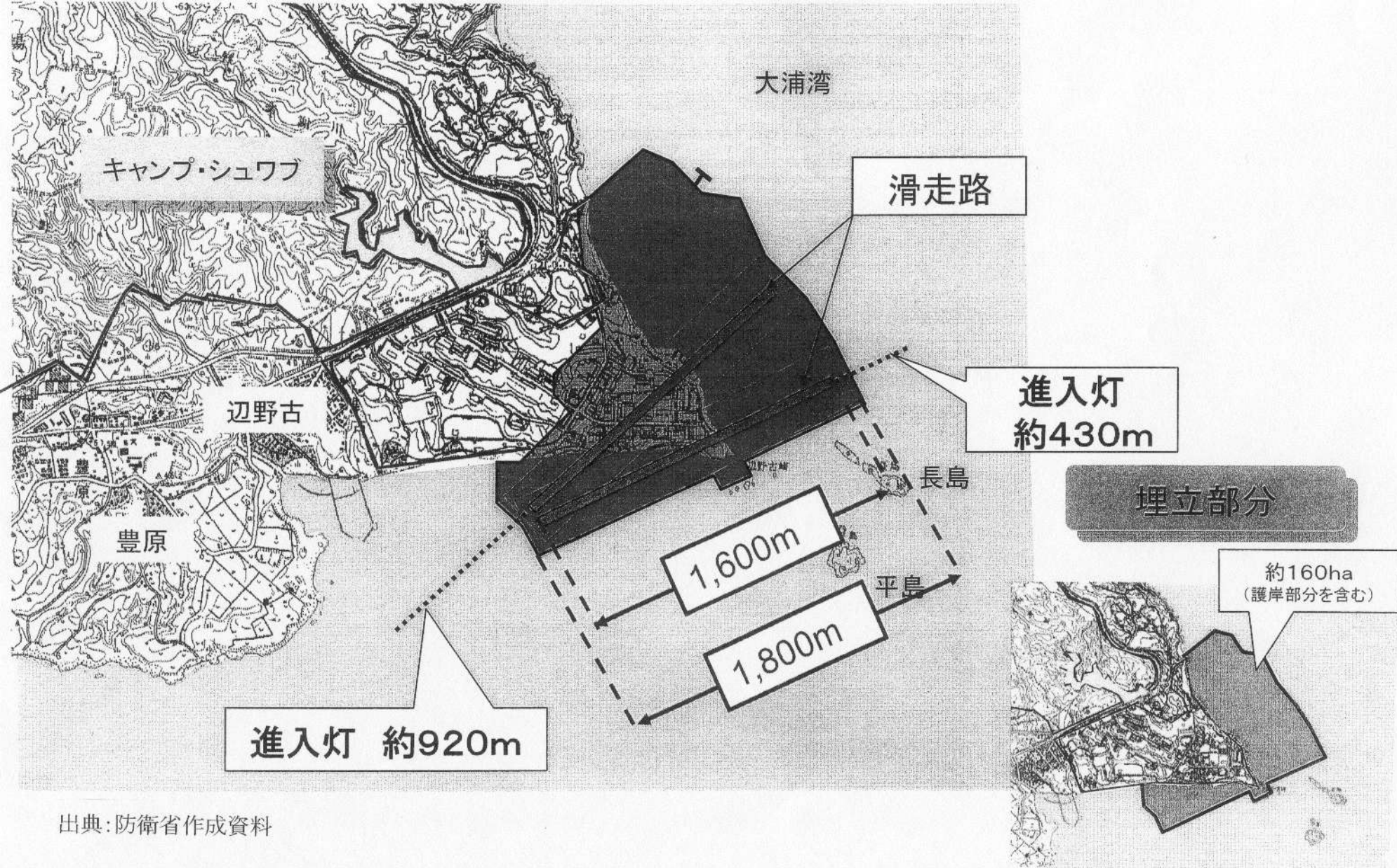
6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。

(b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。

7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

8 被告人がこの条の規定に従つて日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受



出典:防衛省作成資料

普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書

普天間飛行場代替施設については、平成11年12月28日に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る政府方針」に基づき、政府、沖縄県及び関係地方公共団体が、協力して普天間飛行場代替施設の基本計画を作成し、その実施に取り組んできた。このような中で、普天間飛行場に近接した民間地域で、普天間飛行場所属大型ヘリコプターの墜落事故が発生した。一日も早い同飛行場の移設を実現することが、この問題の当初の目的にかなうものであるとの共通認識から、政府及び名護市は、下記の事項について合意する。政府は、沖縄県及び関係地方公共団体のすべての了解を得ることとする。

記

- 1 防衛庁と名護市は普天間飛行場代替施設の建設に当たっては、名護市の要求する辺野古地区、豊原地区及び安部地区の上空の飛行ルートを回避する方向で対応することに合意する。(別図参照)
- 2 防衛庁と名護市は、普天間飛行場代替施設の建設場所について、平成17年10月29日に日米安全保障協議委員会に於いて承認された政府案を基本に、①周辺住民の生活の安全、②自然環境の保全、③同事業の実行可能性に留意して建設することに合意する。
- 3 今後、防衛庁と沖縄県、名護市及び関係地方公共団体は、この合意をもとに、普天間飛行場の代替施設の建設計画について誠意をもって継続的に協議し、結論を得ることとする。

- 4 政府は、平成14年7月29日に合意した「代替施設の使用協定に係る基本合意書」を踏まえ、使用協定を締結するものとする。
- 5 政府は、米軍再編の日米合意を実施するための閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(閣議決定)を踏まえ、沖縄県・名護市及び関係地方公共団体と事前にその内容について、協議することに合意する。

平成18年4月7日

防衛庁長官

額賀敏志郎

名護市長

島袋吉和

FMS調達状況について(平成18年度)

給付が確認されていない装備品などの前払金額

● 出荷予定磁気を経過していないもの
約2,179億円

● 出荷予定時期が経過したもの

調達品の納入が遅延しているもの
約345億円

調達品の納入がされたのに精算が遅延しているもの
約716億円

合計 約3,239億円*

*端数処理のために、合計金額は一致しない。

このうち、精算されずに
2年以上経過した
装備品等の前払金額は、
約183億円

出典：防衛省作成資料

NEW SINGLE FAMILY SUBDIVISIONS		
PROJECT	TOTAL NUMBER OF UNITS	REPORTED ASKING PRICES \$/UNIT
PARADISE ESTATES	373	\$179,000 – \$199,000
IRONWOOD ESTATES	108	RENTAL ONLY
IRONWOOD MANOR	100	RENTAL ONLY
VILLA PATICIA ESTATES	100	\$250,000
TALO VERDE ESTATES	84	\$600,000 – \$900,000 (PRELIMINARY)
STARTS GUAM GOLF RESORTS	30+	\$400,000 – \$650,000
VILLA CARMEN	34	\$370,000 – \$465,000

出典 GUMA REAL ESTATE INVESTOR'S GUIDE (CAPTAIN REALITY ADVISORS)

平成18年度国土交通省・防衛省発注
 国庫債務負担行為(2年度にまたがるもの)入札調書調べ

防衛省地方防衛局等発注分

	工期	6ヶ月未満	6ヶ月以上10ヶ月未満	10ヶ月以上	総契約件数
合計	件数 (%)	65 (7.0%)	184 (19.9%)	676 (73.1%)	925 (100%)
	金額 (%)	4,644,556,140 (3.4%)	15,615,846,750 (11.6%)	115,058,512,517 (85.0%)	135,318,915,407 (100%)

(出典:防衛省)

国土交通省地方整備局等発注分

	工期	6ヶ月未満	6ヶ月以上10ヶ月未満	10ヶ月以上	総契約件数
合計	件数 (%)	39 (5.7%)	196 (28.7%)	449 (65.6%)	684 (100%)
	金額 (%)	9,684,915,500 (4.9%)	35,031,853,750 (17.8%)	152,357,014,600 (77.3%)	197,073,783,850 (100%)

出典:国土交通省作成資料

(テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に従って行われるアメリカ合衆国軍隊等への物品等の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、日本国のテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法(平成二十年法律第一号。以下「法」という。)に言及する光栄を有します。

法の目的は、二千一年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動のうち、テロリスト、武器等の移動を国際的協調の下に阻止し及び抑止するためインド洋上を航行する船舶に対して検査、確認その他の必要な措置を執る活動(以下「テロ対策海上阻止活動」という。)の円滑かつ効果的な実施に資するため、テロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する諸外国の軍隊その他これに類する組織の艦船に対して日本国の自衛隊に属する物品及び役務の提供(艦船若しくは艦船に搭載する回転翼航空機の燃料油の給油又は給水を内容とするものに限る。)に係る活動を実施することにより、日本国が国際的なテロリズムの防

止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もって日本国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することにあります。

本大臣は、更に、法に従ってアメリカ合衆国の軍隊その他これに類する組織に提供される後方支援の分野における物品又は役務（以下「後方支援、物品又は役務」という。）に関する両政府間の討議に言及するとともに、それらの討議の結果、次の取極を日本国政府に代わって提案する光榮を有します。

1 法に従ってアメリカ合衆国の軍隊その他これに類する組織に提供され、かつ、これらにより受領される後方支援、物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。

2 法に従ってアメリカ合衆国の軍隊その他これに類する組織に提供され、かつ、これらにより受領される後方支援、物品又は役務については、日本国政府の事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によってもアメリカ合衆国の軍隊その他これに類する組織以外の者に移転してはならない。

3 法に従って提供される後方支援、物品又は役務を受領する権限を有するアメリカ合衆国の国防省その他これに類する組織の職員は、書面により、日本国政府の職員から前記の1及び2に述べられた条件につき

通知されるものとする。

4 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、この取極の効果的な実施のために相互に協議する。

本大臣は、更に、前記の提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものである場合には、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わるその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

政・官の在り方

平成14年7月16日
閣僚懇談会申合せ

1. 基本認識

< 省 略 >

2. 対応方針

政府の政策決定における内閣主導を徹底する観点に立ち、以下の措置をとるものとする。その際、副大臣、大臣政務官は、「政」と「官」の関係について、大臣の指示に基づき、「国务大臣、副大臣及び大臣政務官規範」に定める役割を適時適切に果たす。

- 〔1〕「官」は、国会議員又はその秘書から、個別の行政執行（不利益処分、補助金交付決定、許認可、契約等）に関する要請、働きかけであって、政府の方針と著しく異なる等のため、施策の推進における公正中立性が確保されないおそれがあり、対応が極めて困難なものについては、大臣等に報告するものとする。報告を受けた大臣等は、要請、働きかけを行った国会議員に対し、内容の確認を行うとともに、政・官の関係について適正を確保するなど、自らの責任で、適切に対処する。
- 〔2〕法律案の作成等、政策立案の過程における「官」から「政」への働きかけは、大臣等の指揮監督下であって、その示した方針に沿ってこれを行わなければならない。
- 〔3〕『官』は、大臣等に報告すべき情報を秘匿したり偏った情報提供を行うことのないよう、報告責任を全うし、国家公務員法の精神に則り、国民全体の奉仕者として、「基本認識」で明らかにした「官」の役割を誠実に果たすものとする。
- 〔4〕「官」は、上記〔1〕により大臣等に報告するものについては日時・経過、内容等、当該案件の処理経過を記録し、大臣等の確認を経た上で保存する。この場合及び上記〔2〕で記録を保存する場合、記録の正確性を十分確保することろし、詳細な発言内容を保存する場合には、改めて本人の確認を求める。
- 〔5〕各府省幹部は、政・官関係の不適切な問題が生じないように、部下を指導監督する。また、必要に応じて、大臣等と解決に向けた協議を行う。一府省の問題といえども問題の性質によっては、内閣として対応する。

出典：内閣官房作成資料より抜粋

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（ACSA）

付表2

日本国の法律の規定

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（二十一年法律百十三号）第六条及び第七条

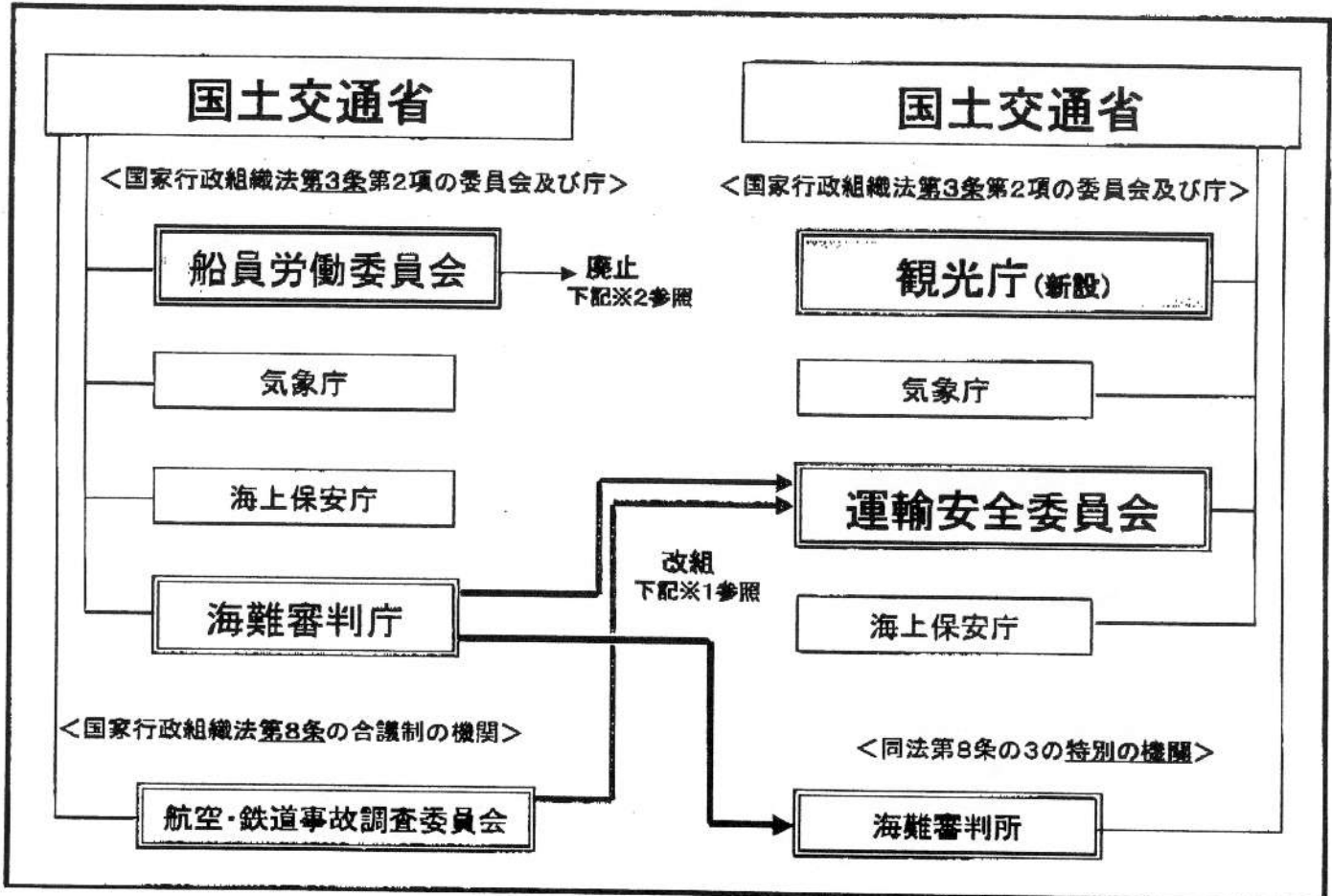
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（二十三年法律第三百二十七号）第八条

自衛隊法（千九百五十四年法律第六十五号）第一百条の十（同条第一項第一号に掲げるアメリカ合衆国の軍隊に対する物品又は役務の提供に係る部分を除く。）

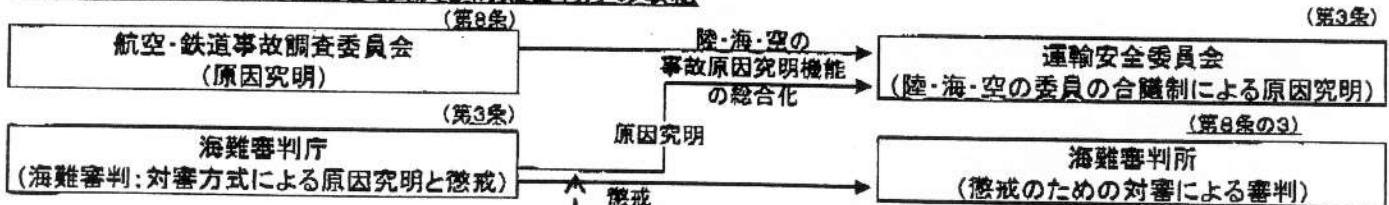
●国土交通省設置法等の一部を改正する法律案

<予算関係法律案>

国土交通省の組織に関し、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため、観光庁を設置するとともに、航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁を運輸安全委員会及び海難審判所に改組し、それぞれ航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因究明並びに海技士等の懲戒のための海難審判を行わせることとするほか、船員労働委員会を廃止し、その所掌事務を交通政策審議会等に移管する等の措置を講ずる。



※1 航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁の改組



IMO(国際海事機関)における条約の成文化(H20夏予定)、国際的潮流を踏まえ、「原因究明」と「懲戒」を分離

※2 船員労働委員会の廃止及びその事務の移管

